# ○津山圏域衛生処理組合会計管理者の職務代理者を定める規則

平成２３年４月１日

津山圏域衛生処理組合規則第１号

（目的）

第１条　この規則は，本組合の会計管理者に事故あるとき又は会計管理者が欠けたときのその職務を代理する職員を定めることを目的とする。

（指定する職員）

第２条　会計管理者に事故あるとき又は会計管理者が欠けたときその職務を代理する職員は，会計管理者の職務代理者を定める規則（平成１９年津山市規則第３８号）第２条で定める職員とする。この場合において，会計管理者の職務代理者となる者は，津山圏域衛生処理組合職員に任命されたものとみなす。

付　　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（津山圏域衛生処理組合収入役の職務代理者を定める規則の廃止）

２　津山圏域衛生処理組合収入役の職務代理者を定める規則（平成１７年津山圏域衛生処理組合規則第３号）は，廃止する。